

1. はじめに：本論の目的と方法

私が本論を書くにあたってこのテーマを取り上げた大きな理由は、1歳上の姉が聴覚障がい者であるということだ。そのため、聴覚障がいは私にとっての身近なテーマである。しかし、私はつい最近までこのテーマについて深く考えたことはなかった。むしろ、幼いころ両親の時間と注目を独占していた姉に対する嫉妬とコンプレックスや、聞こえない人びとが集まったときの場の雰囲気になじめなかった経験から、小学校高学年ごろからは聴覚障がいに向き合うことを徹底的に避けてきた。しかし、今年手話サークルに入ったことで、聞こえない人と接する機会や、聴覚障がいや情報保障についてさまざまな人と話し合ったりする機会が増えた。姉とも聴覚障がいについて話すようになり、昔は気づかなかった姉の苦労や想いにも気づかされた。

聞こえない、という事実は目に見えない。一見聴覚障がい者は聴者と同じように見る。また、聴覚障がい者が生まれるのは約1000人に一人であるため、さらにその存在は埋もれがちである。このような点で、聴覚障がいは理解されにくいといえる。現在の日本社会では、聴覚障がい者が努力して聞こえないという障がいを「克服」し、聴者に近づくことが求められている。しかし、聞こえない人は、聴覚ではなく視覚、触覚でコミュニケーションをとる。すなわち、異なった「言語」を持っている人であると考えられる。聞こえない人が異なる言語を持っているならば、異なる文化もまた持っていると考えるのが自然だ。私はたくさんの聞こえない人と接してきたが、その中で聴者である自分とは異なる常識や考え方があると実感した。これらは「ろう文化」と呼べるだろう。聞こえない人びとが集まったときの場の雰囲気に馴染めないと感じたのも、カルチャーショックだった可能性がある。

今日、日本でも手話を「言語」として認識しようとする動きや、差別を撤廃しようという動きが高まってきている。しかし、やはり他の先進国と比べて聞こえないことへの理解や法整備が遅れており、手話への理解、ろう文化への理解も欠けている。

アメリカには「障害者の公民権法」ともいわれるアメリカ障害者法があり、官民を問わず雇用や交通機関、公共的施設の利用、言語、聴覚障害者の電話利用など、あらゆる分野で障害者への差別を禁じ機会平等を保障している。従業員15人以上の事業体は採用・解雇・報酬・昇進・その他の雇用条件に関して障害者を差別してはならず、職場の設備改善、労働条件の弾力的な運用や、必要なら手話通訳者をつけるサービスも義務づけられている。これに対して日本では、「障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律」が平成13年7月16日から施行され、医師免許、歯科医師免許などの欠格条項において、視聴覚言語障害について絶対的欠格から相対的欠格になったものの、まだ機会均等とはいえない。

聞こえない人々が住みよい社会を作るためには、聞こえないことがより理解され、法律が整備される必要がある。これが実現できれば、聞こえない人だけでなく、すべての人が住みやすいインクルーシブな社会を作ることにもつながっていく。そのためには、ろう文化について考え、ろう文化と聴者の文化（聴文化）との共存方法を探る必要があるのではないかと。そして、私自身が大学生の立場でできることは何か。これらの点について本編では考えていきたい。

以上のことを考察するために、3つの項目をたてる。

第二章では、聾（ろう）と難聴のアイデンティティについて考える。聞こえない人は大きくいうと、ろう者、難聴者と2つに分けることができる。しかし、その定義は必ずしもはっきりしたものではない。ろう者であると自覚している人と、難聴者であると自覚している人との違いを考

察し、聴覚障がい者のアイデンティティ形成について考える。第三章では、ろう文化について考える。第四章では、ろう文化を異文化と捉え、そこから今の日本の聴文化の中に包摂され、生かせるものがないかを考える。そしてインクルーシブな社会を形成するためには、何が必要かを考える。

2. 聾(ろう)と難聴のアイデンティティ

2.1 ろうと難聴の定義

日本では、厚生労働省の身体障害者障害程度等級表の中で、聴力100 dB以上を「ろう」と定めている。

表 1

しかし実際には、100dB以上の聴覚障がい者が自分のことを「難聴者」または「中途失聴者」と自覚しているケースも、99dB以下の聴覚障がい者が「ろう者」と自覚しているケースもある。島根、井上 (2010)の調査では、「自身がろう者なのか難聴者なのか悩んだことがある」、もしくは「現在悩んでいる」と回答した聴覚障がい者が調査対象者全体の51.2%であり、多くの聴覚障がい者のアイデンティティ確立の過程に葛藤があることが明らかになった。特にろう学校での教育と普通学校へのインテグレーションの両方を経験した聴覚障がい者はアイデンティティの葛藤経験が多く、調査対象11名全員が葛藤を経験していた。逆に一貫してろう学校での教育を経験した聴覚障がい者の葛藤経験の割合は低く、27名中8名であった。また、後者では27名中24名がろうのアイデンティティを持っていた。自分の属性が変化した経験がある聴覚障がい者も全体の18.0%で見られた。

この調査からもわかるように、「ろう者」か「難聴者」かの決定には医学的な要因よりも、文化的要因、社会的要因、教育歴などが大きく影響するといえる。インテグレーション経験者と、一貫してろう教育を受けた者の回答結果の差から、教育歴は特に大きな影響を及ぼすと考えられる。

2.2 アイデンティティの形成

一般的に、アイデンティティとは、「自分」ということについての意識やその内容を指している。パッデン、ハンフリーズ(2003)によると、ろう家族に生まれた聞こえない子どもは、生まれた時から手話やろう文化と接触し、獲得していく。そのような子どもにとって聴者は「others」であり、家族や友達のいる自分の世界を邪魔しない程度のものであるとして存在している。しかし、成長の途中で聴者の文化と接触し、聴者が考えていることや、聴者にとっての「ろう」についても学び取っていくという過程を通じて、ろう者としてのアイデンティティを形成していく。また、聞こえない子どもの親の9割は聴者であるため、聞こえない子供の大多数は生まれた時から聴者の文化の中にあり、聴者の価値観やそれに基づく環境の中で、否定的な自己イメージを肥大させていく。聴者の家族を持つろう児にとって、「ろう」であることは「病気」であり、家族や友人から阻害されることを意味する。しかし成長の途上でろう学校などで新たにろう文化と出会い、ろう者としてのアイデンティティを確立させていく。

つまり、ろう者のコミュニティで生まれた子どもも、聴者のコミュニティで生まれた子どもも、アイデンティティの確立のためには、葛藤しながらもろう文化と聴文化を統合させる必要があるということだ。これには、留学生の異文化接触・理解の過程と共通するものがあるのではないかと

私には留学生の友人がいる。彼女は私に次のように語ってくれた。「留学する以前から日本に興味があり、憧れていた。初めは憧れの場所に来たという気持ちが強く、日本人は皆親切で礼儀正しい、など日本の良い面しか見えなかった。しかし、次第に日本の生活に慣れていくうちに、どんどん日本の悪い面ばかり気になってきた。例えば、日本人は留学生としてしか自分のことを見ておらず、親切にはしてくれるが深い関係にはなれないことなどである。言葉もすべては通じず、日本でやっていけるか不安になり、ホームシックにもなった。このような経験を通して、現在は日本の良い面と悪い面両方が見えるようになった。」

新たな文化に接触し、自分の持つ文化と、新たな文化の間でのカルチャーショックや、自分をどう位置づけるかという葛藤を乗り越えて、両者の文化を統合していく。留学生も、聴覚障がいを持つ子どももこのような過程を通してアイデンティティを確立させていく。このことから、「ろう」は障がいというよりも異文化と考えられるのではないか。では、ろう文化とはどのようなものなのか次の章で考えていこう。

3. ろう文化

世界ろう連盟は「文化」とは、あるグループの人たちが共有するライフスタイルや伝統、信仰を包含する幅広い概念であり、そのグループのメンバーの芸術的表現を支えるものであると述べ、ろう者には、ろう者独自の文化があると主張している。

3.1 手話

ろう文化としてまず第一に挙げられるのは手話である。

矢沢（2000）によると、手話には、ろう者同士の間で自然言語として生まれ、使われてきた日本手話、日本語と手話とをほぼ一対一に対応させる日本語対应手話、その両者の中間的な表現である中間手話がある。日本手話の文法においては、表情や頭部の動き、口型などの非手指動作が重要な意味を持つ。日本語対应手話は、基本となる文法が日本語であり、日本語の文法に則った文の中の単語にあわせて手話単語を表現するため、非手指動作はほとんど使われない。ただし名詞の多くが手指表現と口型の組み合わせで意味が確定される点は日本手話と同じである。矢沢は、日本の聴覚障がい者の使用する手話はこの3つの複合からなっていると主張している。

ろうの手話講師である木村晴美と、手話学者の市田泰弘は、自著『ろう文化宣言』の中で以下のように述べている。

「ろう者とは、日本手話という、日本語とは異なる言語を話す、言語的少数者である」－これが、私たちの「ろう者」の定義である。

これは、「ろう者」＝「耳の聞こえない者」、つまり「障害者」という病理的視点から、「ろう者」＝「日本手話を日常言語として用いる者」つまり「言語的少数者」という会的文化的視点への転換である。このような視点の転換は、ろう者の用いる手話が、音声言語と比べて遜色のない、“完全な”言語であるという認識のもとに、初めて可能になったものだ。

日本では1933年以降2011年まで、手話は法律上は言語として認められておらず公立のろう学校でも、積極的に教えられてはいなかった。多くのろう学校ではろう児に聞いたことのない音を発音させ、相手の話を唇の動きから読み取らせる「口話」というコミュニケーション方法を習得させることに最大の価値を置いていた。しかし、幼少期から厳しい訓練と努力を重ねても、聴者と円滑にコミュニケーションできるほどの明瞭な発音や読唇の技術を得られるろう児は多くなかった。さらに、言葉の習得の躓きが深刻な学力低下を招くことになってしまった。これまで、多く

のろう者は、口話法による教育を受けながら、ろうのコミュニティの中でろう家族出身のろう児や先輩などの手話を見て覚えていった。

最近、このようなろう者の環境を打開しようとする活動が起り始めた。全日本聾啞連盟による『手話言語法（仮称）制定推進事業』報告書によると、2006年に第61回国連総会において採択された「障害者権利条約」に日本政府は2007年に署名し、現在、国内では批准を前提にした国内法の見直しや整備が行われている。その法整備作業の根幹として、障害者基本法が2011年に改正され、日本で初めて手話の言語性が法律で規定された。全日本聾啞連盟は「この機会に、手話は言語であることを多くに知らせ、ろう者のおかれた状況を改善していきたい。」という考えから手話言語法（仮称）制定推進事業を開始したと述べている。

今日の社会では、音声言語を使用できない人のための代替品のように手話が扱われる傾向がまだに残っている。この傾向を改善するための方法の一つとして、聴者のための学校で手話を外国語として教える方法がある。例えば関西大学人間福祉学部は、2008年度から第二外国語として手話を導入している。大学の授業だけでは第二外国語があまり身につかないことと同じように、この授業だけで手話を身につけられる可能性は高いとはいえない。しかし、手話を日本語に対する外国語として認識したということは評価できる。手話を日本語とは異なる言語として学ぶことで、日本文化と異なるろう文化があることに気づいた学生もいた可能性も考えられる。

3.2 ろう者の笑い、聴者の笑い

日本の聴者の笑いは、いろいろな場面で見られる。楽しい、嬉しいときだけでなく、自ら失敗をごまかすときにも聴者は笑う。木村（2009）は、ろう者はこれを解せないと述べている。例えば、聴者は、待ち合わせに遅れてしまったとき、遅れた方が笑いながらやってくる。聴者の笑いには反省や謝罪の意味も込められているが、ろう者は笑いと反省や謝罪を同義にとることはない。そのため同じことをろう者にしてしまうと怒りを助長させてしまう。ろう者の場合、待ち合わせに遅れてしまったら、まず謝り、許してもらって初めて、安堵の笑いを見せるという。また、通訳者が手話のミスでごまかし笑いをすると、ろう者は話の内容が面白いので笑っているのかと思ってしまう。ごまかし笑いはろう者には通用しない。

姉やろうの友人に質問したところ、やはりごまかし笑いはしないという答えが多数だった。申し訳ないと思う気持ちや、失敗を反省する気持ちが強いからというのが理由である。聴者のごまかし笑いには、反省や申し訳ないという気持ちが感じられず、見ていてあまり気分はよくないようだ。

「笑い」は言語と文化に密接な関係があり、それぞれ持つ意味が異なっている。聴者とろう者の「笑い」が異なるのも、両者の言語と文化が異なるものであるからだ。ろう者は視覚を中心にコミュニケーションをとる。そのため、常に相手を見ており、逆に自分が見られているという自覚もある。自分が見られていることを意識し、表情を聴者以上にコントロールしているのだ。自分の感情や反応を見せてもよい、または見せた方がよいと判断し、考えを察してほしいときだけ、はっきりとリアクションする。反対に、自分の考えを知らせない方がよいと思ったときは表情に出さない。ろう者は見せることと隠すことを意識的に操作しているのだ。それゆえ、失敗したと思うときや申し訳ないと思うときは、それを表現しなければならないと思うため、笑うことではないのではないか。

3.3 ろう者にとっての音

ろう者には、ろう者の音の感じ方があることも、ろう文化と呼べるだろう。

パッデン、ハンフリーズ(2003)は、聴者は「ろう者は音のない世界に生きている」と誤解していると述べている。聴者にとって「音がない」という比喩は、ろう者の暗黒面だと捉えられてい

る。聴者にとっては、世界は音を通して知るものであり、それが失われると、世界を知りうる方法が崩壊する。こうしたイメージは、世界は話された言葉によって伝えられるものであり、ろう者は「音のバリアー」の向こう側にいて、世界にアクセスできないという考え方につながっている。しかし、ろう者は音の概念を持っていない、ろう者にとって音は何の役割も果たさないと考えるのは間違っている。ろう児は、多くの実験を遊びの中で行い、音の動き方についての知識を獲得する。例えば、パッデンとハンフリーズのろうの友人は、幼いころ狭い部屋で大声で叫ぶ遊びのなかで、どうすれば自分たちがわかるくらいの大きな音を出せるか試行錯誤を重ね、音を部屋の中央ではなく隅に向けることで音を大きくできることを学んだという。

ろう者もカラオケに行く。姉やろうの友人は、カラオケの狭い個室で、大きな音の振動と反響、流れている歌の歌詞の色が変わっていくことなどを楽しむという。また、エヴリン・グレーニーという聞こえないパーカッショニストは、彼女自身を描いたドキュメンタリー映画Touch the Soundの中で、自分はドラムの皮が震えるのも見えるし、ドラムが震える振動を体で感じることもできる。より長く、より深く、音を感じることができると語っている。聞こえない人にとって、音は「見る」ものであり「感じる」ものであるのだ。

また、聴者の視点でみると、音声を発しないろう者は静かに見えるかもしれないが、ろう者は決して静かではない。このことを私は手話を学んでから実感した。手話が行き交っている空間では、次から次へとあちらでもこちらでも手が動き、表情が動き、「静寂」とは程遠い状態である。

4. インクルーシブな社会を目指して

4.1 ろう文化と聴文化の共存のために

ここまで述べてきたように、ろう者は聴者とは異なる言語と文化を持っている。ろう文化と聴文化の共存のためには、聴者の側とろう者の側の両方が歩み寄りの姿勢を持つべきだ。

まず多くの聴者は「ろう者」という存在の認識を改める必要がある。障がいを持っている人、耳が不自由でかわいそうな人ではなく、聴文化とは異なる文化と言語を持っている人としてろう者をとらえることが求められる。この認識の改善が、ろう文化を受け入れるための基礎となる。加えて、手話を言語として認識するべきだ。言語として、手話に関する権利が保障され、社会の中で手話の使用が尊重されるようになってこそ、ろう者の人権が保障されたといえる。

「ろう文化宣言」の中で、木村、市田は日本語へのこだわりすぎと日本手話についての低い評価を改めるべきだと主張した。私はこの主張に賛同する。しかし、第3章で述べたように、手話には日本手話、日本語対应手話、中間手話があるが、ろう者の言語を日本手話に限定し、日本手話使用者だけをろう者としていることに対しては反対の立場をとりたい。聞こえない子どもの親の9割が聴者であるため、日本手話のみをろう者の言語としてしまうことは、聴者の親と聞こえない子どもに亀裂を作ってしまう可能性が考えられる。これでは、聴者とろう者が共に住みよい社会の形成は望めないのではないか。ろう者の言語を日本手話に限定するのではなく、それぞれのろう者が一番使いやすい手話を自由に選択して学ぶことができる環境を作るべきだ。

また、手話を言語として扱うからには、国語の授業のように手話の授業を設け、手話の文法構造や、歴史についても学べる環境が必要だ。これは、ろう学校ではもちろんのこと、聴者の学校でもいえることである。今日、聴者が手話を学びたいと思ったとき、手話サークルや手話講座でコミュニケーション手段の一種として学ぶことは比較的容易にできる。しかし、言語として手話を学ぶことは難しい。ろう者と聴者両方のために、手話をより深く学び、研究する場を作ることが必要だ。

4.2 私にできること

私は現在手話サークルに所属し、手話を学んでいる。大学生であり、手話サークルに所属している私ができることは、手話とろう文化について自分で学んでいくことと、周りに広めていくことだと考えている。私の所属するサークルには、聞こえない人も多く所属している。そのため、手話を日常的に使っている人との会話を通して、手話を自然に身につけていくことができる。これまでは、手話表現を覚え、聞こえない人との会話がスムーズになったことで満足していた。しかし、今回の論文を執筆する過程で、ろう文化やアイデンティティについて、知らないこと、学んでいかなければならないことが数多くあると気づいた。これらについては今後の課題とし、これからも取り組んでいきたい。

サークル会員に聞き取り調査をしたところ、手話を学ぼうと思った理由は、聴覚障がい者が身近にいたこと、手話に興味を持ったこと、ボランティア系の活動をしたかったことなどであった。手話に興味を持ったと回答した人は、直接でも、漫画やテレビなどのメディアを通してでも、手話を見たことがきっかけとなっていた。サークルでは、手話劇の公演を12月に行う。これは聴者に手話に興味を持ってもらうきっかけとなると考えられる。現在、サークルで手話をサークル外に向けて発表する機会は、この1年に1度の手話劇だけである。より多くの人に手話を目にしてもらうために、さらにこのような機会を増やしていきたい。

参考文献

- 島根 陽平、井上 清子「聴覚障害者における聾（ろう）と難聴のアイデンティティ：デフ・アイデンティティ形成の過程と要因」東京：文教大学生生活科学研究所編『生活科学研究』東京：文教大学生生活科学研究所編、2010年。
- 吉田仁美『高等教育における聴覚障害者の自立支援：ユニバーサル・インクルーシブデザインの可能性』京都：ミネルヴァ書房、2010年。
- 木村晴美『ろう者の世界：続・日本手話とろう文化』東京、生活書院、2009年。
- 奥野英子『聴覚障害児・者支援の基本と実践』東京：中央法規出版、2008年。
- 中野善達、本匡文『聴覚障害教育の基本と実際』東京：田研出版、2008年。
- 甲斐 更紗、鳥越 隆士「アイデンティティ形成と『ことば』」村瀬 嘉代子、川崎佳子編『聴覚障害者の心理臨床 2』東京：日本評論社、2008年。
- 小島勝『異文化間教育学の研究』京都：ナカニシヤ出版、2008年。
- 木村晴美『日本手話とろう文化：ろう者はストレンジャー』東京：生活書院、2007年。
- 木村晴美、市田泰弘「ろう文化宣言」現代思想編集部編『ろう文化宣言』東京：青土社、2000年。
- 甲斐更紗、鳥越隆士「ろう学校高等部生徒のアイデンティティ発達支援プログラム」、『特殊教育学研究』45巻3号、2007年。
- 甲斐更紗、鳥越隆士「ろう学校高等部生徒のアイデンティティに関する研究」、『特殊教育学研究』44巻4号、2006年。
- キャロル・パッデン、トム・ハンフリーズ『「ろう文化」案内』森壮也、森亜美訳、東京：晶文社、2003年。
- 矢沢国光「同化的統合から多様性を認めた共存へ」現代思想編集部編『ろう文化宣言』東京：青土社、2000年。
- 山口利勝「聴覚障害学生における健聴者の世界との葛藤とデフ・アイデンティティに関する研究」、『教育心理学研究』45巻3号、1998年。
- 所浩代「アメリカの障害者雇用政策」
(<http://www.ipss.go.jp/syoushika/bunken/data/pdf/19309606.pdf> 閲覧日：2012年11月27日)。

厚生労働省労働基準局安全衛生部計画課「労働政策審議会に対する諮問及び答申について」
(http://www.jil.go.jp/kisya/kijun/20010710_01_ki/20010710_01_ki.html 閲覧日：2012年11月27日)。

厚生労働省「身体障害者福祉法施行規則」
(<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S25/S25F03601000015.html> 閲覧日：2012年11月28日)。

関西学院大学入試部「手話を学べます」
(http://www.kwansei.ac.jp/admissions/news/2008/news_20080513_001791.html 閲覧日：2012年11月29日)。

全日本聾唖連盟「『手話言語法（仮称）制定推進事業』報告書」
(<http://www.jfd.or.jp/info/misc/sgh/20120728-sgh-report2012.pdf> 閲覧日：2012年11月29日)。